

農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名 農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託料 4,236千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 国内に本店、支店又は営業所等を有する会社又は法人格を有する団体であって、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (2) 農業経営に関する研修の実施や研修等の企画などの実績（国や地方自治体等からの受託業務を含む。）を有し、本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による、一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による、一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 参加申込書の提出

- (1) 提出期限
令和8年5月15日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
県農林水産部農林水産政策課担当者宛てに電子メール、郵送等で提出すること。
なお、いずれの場合も、到着確認を行うこと。
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式1）
 - ② 定款の写しや直近の事業報告書及び収支決算書等、法人概要が分かる資料

5 質問事項の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年5月8日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式2)を県農林水産部農林水産政策課担当者宛てに電子メール等で提出すること。なお、電話又は口頭での質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

期限までに提出された質問を取りまとめて、令和8年5月12日(火)までに質問者と企画提案競技参加申込者全員に電子メールで回答するほか、5月12日(火)以降の企画提案競技参加申込者に対しても質問内容及び回答を通知する。

なお、受付期限以降の質問については回答しない。

また、質問提出者は、到着確認を行うこと。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

県農林水産部農林水産政策課担当者宛てに電子データを電子メール等で提出すること。

(3) 提出書類

① 企画提案提出書(様式3)

② 企画提案書(任意様式)

ア ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に付すこと。

イ 記載が必要な事項は以下のとおりとする。

(ア) 表紙

(イ) 目次

(ウ) 企画の原案

(エ) 実施スケジュール

(オ) 業務実施体制

業務を担当する従事者の配置や業務内容等を記載すること。

(カ) 過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績(官民不問)

(キ) その他特記事項(本業務を実施する上での基本方針及び貴社の強み、特に重要と考えるポイント等)

③ 経費見積書(任意様式)

ア 仕様書をもとに、業務に関する経費とその内訳を明記すること。

イ 金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

7 審査方法及び評価項目

(1) 審査は書面とし、審査会が評価点方式により行う。評価項目等は(別紙1)「農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務企画提案競技審査基準」のとおり。

(2) 審査員が作成した審査票の評価点を合算し、評価合計点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決す

るものとする。

- (3) 参加者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 審査の結果については、すべての参加者に電子メールで通知する。
- (5) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

8 スケジュール

令和8年4月27日（月）公募開始
令和8年5月8日（金）質問受付期限
令和8年5月12日（火）質問に対する回答
令和8年5月15日（金）参加申込書提出期限
令和8年5月22日（金）企画提案書提出期限
令和8年5月26日（火）企画提案競技審査（書面審査）
令和8年5月29日（金）審査結果通知
令和8年6月上旬 契約締結

9 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却しない。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- (5) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (7) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (8) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額について、受託者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

10 問合せ先・参加申込書等提出先

青森県農林水産部農林水産政策課産業技術・防疫グループ 主査 松坂 彩佳
〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁北棟5階
電話：017-734-9702 mail：nosui@pref.aomori.lg.jp

(別紙1)

農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務企画提案競技審査基準

1 審査・選定方法

- (1) 審査は書面により行う。
- (2) 審査員は、農業関係機関・団体の担当者等の中から、県が別に定める。
- (3) 審査項目・配点は別表のとおりとする。
- (4) 各審査員の評価点の合算が最高点の参加者を最優秀提案者として選定する。
また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。
- (5) 参加者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 配点基準及び採点

- (1) 審査員は下記に示す審査項目ごとに評価点をつける。
- (2) 評価点は50点満点として、個別の配点基準は別表のとおりとする。

別表（審査項目・審査観点・配点）

審査項目	審査観点	配点
事業の目的・主旨との整合性	・野生鳥獣による農作物被害の現状・課題を把握するとともに、本事業の目的や趣旨を理解しているか。	10
事業内容の妥当性	・農山村集落ぐるみで被害防止対策の実践に向けて、効果が期待できる取組や専門家が提案されているか。	10
	・地域住民自らが参画する内容であり、本事業終了後も活動が持続可能なものとなるような工夫が提案されているか。	10
業務運営体制	・業務を実施できる十分な管理責任体制があり、適切な運営をすることができるか。	5
	・業務を実施できる必要な専門的機能や知識を有しているか。	5
	・業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールになっているか。	5
経費積算の妥当性	・業務内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
評価点合計		50